

「未来高岡」の創造に向けて

高岡市行財政改革推進方針

－第2次行財政改革アクションプラン－

平成27年3月

高岡市

目 次

○ はじめに	1
○ 基本的な考え方	2
(1) 策定の理念	
(2) 行財政改革の具体的な視点	
(3) 計画期間	
(4) 推進体制及び進行管理	
○ 行財政改革の取り組み	
1 事務事業の見直し	3
(1) 事務事業の整理・合理化	
(2) 評価手法の活用	
(3) 事務効率の向上	
(4) 民間活力の活用の推進	
2 信頼される行政	7
(1) 市民に信頼される職員の育成	
(2) 時代に対応した行政組織	
(3) 執行体制の改善	
(4) 職員数の適正化	
(5) 給与の適正化	
3 健全財政の確保	11
(1) 健全な財政運営	
(2) 市税等収納確保対策の強化	
(3) 市債の適正管理	
(4) 地方公営企業の経営健全化	
4 公共施設の適正配置	15
(1) 公共施設の再編	
(2) 未利用財産等の機能転換、処分	
(3) 地域振興機能の確保に向けた施設機能の整理	
(4) インフラの長寿命化	
5 市民と共に歩む市政	18
(1) 共創のまちづくりの推進	
(2) 市民との情報の共有化	
(3) 満足感のある行政サービスの提供	

○ はじめに

現在、我が国においては、人口減少・少子高齢社会が進展する中、持続可能な社会保障制度の構築や、高度経済成長期に整備された公共施設インフラの維持管理・更新など、多くの課題を抱えており、今後の国及び地方自治体の行財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。加えて、地方と東京圏の経済格差拡大等が、地方から東京圏への人口流出を招き、それに伴う地方人口の急減が地域経済を縮小させ、地域社会の市民生活や雇用といった様々な基盤の維持を困難にしている。

このような中、急速な少子高齢化に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域に住む人々が個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会の形成を旨とする「地方創生」を成し遂げるため、地方の各自治体が一斉に動き出したところである。

本市では、平成22年3月に策定した高岡市行財政改革推進方針（行財政改革アクションプラン）に基づく様々な取り組みを着実に進め、過去5カ年において市民ニーズに対応しながら所期の成果を収めてきたところである。

一方で、本市の財政は、市税が伸び悩んでいることと併せて、高齢者の増加や北陸新幹線開業に向けた社会資本整備により扶助費や公債費といった義務的経費が増加し、財政構造の硬直化が進んできている状況にある。

今後とも、費用対効果の視点に立ったスピード感のある行財政運営を一層進め、持続可能な財政構造の確立や公共施設・インフラの老朽化等といった諸課題に適切に対応するとともに、地域の特性を生かし、魅力的で個性のある「未来高岡」の創造へ向けた取り組みを着実に実施し、地方の活性化につなげ、我が国再生の原動力とするため、新たな行財政改革推進方針（第2次行財政改革アクションプラン）を策定することとした。

新たな行財政改革推進方針の策定にあたっては、市内の各種団体等を対象とした「行財政改革に関する市民アンケート」の結果や、高岡市行財政改革市民懇話会、市議会での議論等を十分に踏まえるとともに、広く市民からの意見を求めるなど、各界各層の方々の意見を反映させることを念頭に置きながら検討を進めてきたところである。

今般、本市における行財政改革の経過やこれまでの実績を検証し、未来高岡の実現に向けた行財政運営の基本方針から具体的な取組事項や数値目標までを体系化し、一体的に取りまとめた新たな「高岡市行財政改革推進方針（第2次行財政改革アクションプラン）」を策定したものである。

○ 基本的な考え方

(1) 策定の理念

市民に納得される行政サービスの提供を基本に、緊張感のある効率的・効果的な行政運営、経営の視点に立った健全な財政運営により、市民に信頼される市役所づくりを進める。

(2) 行財政改革の具体的な視点

市民ニーズ、時代の要請、費用対効果の視点に立ったスピード感のある行財政運営の実現に向け、以下のような具体的な視点をもって取り組みを進める。

- ・ 公共の担う役割、費用対効果、公平・公正などの観点からの事務事業の見直し
- ・ 職員の資質向上、効率的な組織機構、民間委託の推進等による職員数の適正化
- ・ 将来にわたり持続可能な安定した財政構造の確立
- ・ 公共施設の再編、適正配置、整理及びインフラの長寿命化など、公共施設等の適正管理
- ・ 市民、地域、行政などがそれぞれの強みを活かして地域社会を支える、市民と共に歩む共創のまちづくり

(3) 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度まで（5 ヶ年）

(4) 推進体制及び進行管理

- ・ 高岡市行財政改革推進本部（庁内組織）

行財政改革の進捗状況を点検するとともに、その効果の検証等を通じた進行管理を行い、効率的な行財政運営に向けた取り組みを推進する。

- ・ 高岡市行財政改革市民懇話会（第三者機関）

市民、民間の立場から、行財政改革に関する助言を行うとともに、行財政改革の進捗状況等について報告を受け、意見を述べる。

○ 行財政改革の取り組み

1 事務事業の見直し

(1) 事務事業の整理・合理化

限られた財源を有効に活用し、複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応できるよう、すべての事務事業について、不断の見直しを行う。

また、事務事業の見直しに際しては、本来目的、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平性の確保、効果や効率性の観点などから検証を行い、選択と集中による整理・合理化を進める。

取 組 事 項	取 組 内 容
事務事業の整理・合理化	<p>最小の経費で最大の効果を得ることができる効果的な手法等を検討するとともに、次のような視点を持って、事務事業の見直しを果敢に行い、時代の要請にも対応した整理・合理化を進める。</p> <p>① 事務事業の整理（事業目的の適正化）</p> <p>事業目的を時代の要請等に照らして検証し、所期の目的を達したものと事業目的が希薄化したもの等について、廃止・休止、縮小・簡素化を進める。</p> <p>② 行政の役割・公益性の検証（補助金、扶助費の適正化）</p> <p>各種助成・給付制度へのサンセット方式※1の導入等により、行政の責任分野、経費負担のあり方を定期的に点検し、補助金や市単独による扶助費の見直しを図る。</p> <p>③ 受益と負担の検証（受益者負担の適正化）</p> <p>事業の内容や経費と使用料、手数料、負担金といった受益者負担のバランスを精査し、公平・公正な事業運営を図る。</p> <p>④ 効果、効率性の検証（費用対効果、事業手法の検証）</p> <p>事業内容や対象者等が他の事業と重複していないか、また、国、県の制度等を活用して効率的に同等の効果を得る手法はないかなど、他の事業手法との比較検討による効率的な事業運営を図る。</p> <p>【H27～H31：前年度当初事業数の10%相当の整理・合理化】</p> <p>【H27～：市温浴施設等※2の使用料金の見直し検討】</p> <p>【H29：（一財）とやま・ふくおか家族旅行村公社の経営健全化の検証】</p> <p>【H29：（一社）高岡市自然休養村公社の経営健全化の検証】</p>

※1 サンセット方式：補助制度などに、あらかじめ期限を設け、自動的に廃止する仕組み。

（制度を継続する場合は、その目的・手法を再検討する必要がある。）

※2 市温浴施設等：市が設置する入浴施設、温水プール等。

(2) 評価手法の活用

各種計画の進行状況、達成状況等を把握するため、PDCA サイクル^{※3}を意識した評価の視点に立って成果指標や目標数値を設定し、毎年、その達成率等を踏まえた自己評価を行いながら、事務改善や各種計画の見直しにつなげていく。

また、教育分野における「活動状況の点検・評価^{※4}」、地方公営企業における「水道事業ガイドラインの業務指標^{※5}」「高岡市民病院中期経営計画の評価指標」など、行政の活動を客観的に判断するツールとして活用している評価手法について、他の行政分野へも積極的に活用する。

取組事項	取組内容
評価手法を活用したアカウンタビリティの確保	行政コストの正確な把握や目標値、成果指標の数値化を通じて、評価の視点に立った各種計画の進行管理に努める。さらには、事業内容等を検証、自己評価した上で、その内容や結果を積極的にわかりやすく公表していくとともに、市民の意見を聴きながら、対応策や見直し案を検討するなど、評価手法を活用したアカウンタビリティ（説明責任）の確保を図る。 【H27～H28：総合計画第3次基本計画の策定に向けた目標指標の再検討】 【H29：新地方公会計制度 ^{※6} の整備】

※3 PDCA サイクル

計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)のマネジメントサイクル。

※4 活動状況の点検・評価

教育委員会が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、客観的な評価判断の基準となる数値指標等を用いて、点検・評価、公表を行っているもの。

※5 水道事業ガイドラインの業務指標

水道局の事業内容を定量化し、数値により客観的な評価・判断を行いやすくするため、水道技術に関する調査・研究などを行っている（公社）日本水道協会の規格として制定された水道事業ガイドラインで示されている指標。

※6 新地方公会計制度

資産や債務の正確な把握と管理、市民への財務情報のわかりやすい開示等のため、従来の官庁会計に企業会計の考え方を取り入れた会計制度をいう。

(3) 事務効率の向上

I C Tを有効に活用した各種業務情報の共有化や、情報管理にも十分留意した文書管理、ペーパーレス化による経費の削減も意識した事務効率の向上に資する取り組みのほか、社会保障・税番号制度^{※7}への対応等を進める。本市を含む広範な区域において、市民生活に必要なとされる安全・安心に関わる事務等の効率的な処理や、観光・経済分野での戦略的な施策展開を図るため、近隣自治体との事業連携や事務の共同処理を進める。

取組事項	取組内容
I C Tの活用	<p>職員相互の情報共有と情報伝達の迅速化による事務の簡素・合理化と併せて、社会保障・税番号制度の円滑な導入を推進するとともに、番号制度の活用により、市民にとっての利便性・公平性や業務効率の向上が期待される関係事務への対応を検討する等、I C Tの有効活用に努める。</p> <p>【～H29：社会保障・税番号制度の導入・対応】 【H27～：コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付サービス導入に向けた課題整理・検討】</p>
新たな文書管理体制の検討	<p>業務の透明性の確保とアカウントビリティの向上を図るとともに、職員の事務の効率化を進めるため、新たな文書管理体制（文書管理システムによる一元管理、意思決定手続きの効率化）を検討する。</p> <p>【～H31：文書管理の電子システム導入】</p>
広域行政圏の連携強化	<p>少子高齢化や地勢、公共交通の状況等といった地域の実情を踏まえ、県西部地域の自治体と協調することでより合理的かつ効率的なサービスの提供等ができる分野の連携施策等について検討を進める。</p>

※7 社会保障・税番号制度

住民票を有する全ての者に1人1つの番号を付して、社会保障・税などの分野で情報を効率的に管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることの確認を行うための制度。社会保障や税の効率性・透明性を高め、市民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤となることが期待されている。

(4) 民間活力の活用の推進

市が実施する各種業務、公の施設の整備・管理運営等のうち、民間事業者等の資金やノウハウを活用することで、効率性と市民サービスの維持・向上の両立が期待できるものについては、行政責任の確保を図りながら、業務委託、指定管理者制度を積極的に活用する。また、民間事業者によって同種のサービスが提供されており、行政が実施主体として提供する必要性が薄れているものや、市場原理、経営努力によって効率性と柔軟なサービスの両立が期待できるものについては、住民や利用者に理解と協力を求めながら、民営化を推進する。

取組事項	取組内容
指定管理者制度※ ⁸ の有効活用による効果的・効率的な施設経営	<p>市と指定管理者が連携しながら、指定管理者の裁量を広く認めることで、多様化する市民ニーズと施設の維持管理・長寿命化に柔軟に対応する等、経営的視点に立った効果的・効率的な施設運営につなげる。</p> <p>【H27～：管理状況評価に基づく指定管理者制度導入施設の管理方針の検討】</p>
民間委託の推進	<p>公権力の行使を伴わない役務のほか、公共が担うべき業務においても、民間が提供することでより高い満足度が得られるサービスの提供など、民間事業者により実施した方が効率的・効果的なものについては、積極的に民間委託を推進する。</p> <p>【H27～：市民病院給食部門の業務委託拡大】</p>
民営化の推進	<p>人口減少や急激な少子高齢化の進展等により、複雑・多様化する各種ニーズに対応するため、福祉サービスなど、民間参入が著しい分野や、民間資本により提供されることが適当なものについては、民間への事業譲渡を進める。</p> <p>【～H31：保育所2園程度の民営化】</p>

※8 指定管理者制度

多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上、行政コストの節減等を図ることを目的とした制度。

2 信頼される行政

(1) 市民に信頼される職員の育成

経営感覚やスピード感をもって市政の運営に臨むとともに、市民の目線で知恵を絞る頼りがいのある市役所を目指し、職員一人ひとりのスキルアップや意識改革を進める。

取組事項	取組内容
市民から信頼される職員の育成	「人が育つ職場づくり」に努め、公務員としての高い倫理観を持ちながら、市民の立場で考え、新たな課題や目標に積極的に挑戦するとともに、複雑多様化する行政課題に対しても自ら解決に向けて行動できる職員の育成を進める。 【H27～：高岡市人材育成基本方針の推進システムの整備・強化】 【H27～：市民意識調査の実施及びフォローアップ】

(2) 時代に対応した行政組織

時代の要請への対応といった視点から、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに即応した施策を展開し、円滑に遂行できる簡素で効率的なわかりやすい組織機構の構築を図る。

取組事項	取組内容
簡素、効率的な組織体制の構築	スピード感のある施策展開を念頭に置き、意思決定や業務遂行の過程をスリム化するとともに、施策に応じて部局横断的な執行体制の運用を図るなど、簡素・効率的かつ合理的な組織機構の構築に努める。 【H27～：新たな行政課題へ対応した組織体制の構築】

(3) 執行体制の改善

市民の立場を理解し、共に考え、親切・丁寧かつ迅速な対応を可能とするため、職員のモチベーションを高め、新たな課題等に積極的に取り組む職場風土を醸成するとともに、部局横断的に機動的かつ柔軟な執行体制を確立する。

取組事項	取組内容
現場主義による課題解決志向の徹底	事務事業の執行に際しては、市民の目線で課題の本質を見極める「現場主義」により仕事に臨み、現地に赴き市民や地域の声を聴くことを課題解決の第一歩と位置付ける職場風土を醸成する。 【H27～：OJT ^{※9} 推進マニュアルの活用及びフォローアップ】
業務改善の推進	事業の信頼性、業務の正確性等を担保するため、業務改善意識を高めるとともに、各職場において業務の全体像や実施過程をトータルで把握し、多面的・段階的なチェック機能を整え、スピード感のある施策展開を側面から支えるリスク管理を徹底する。 【H27～：業務改善意識の高揚とリスク管理の徹底（業務改善の推進）】

※9 OJT：実際の仕事を通じて行う人材育成や能力開発（On the Job Training）。

(4) 職員数の適正化

少数精鋭の効率的な行政運営を目指し、市民サービスの水準の維持に配慮しながら、多様な職員採用や人材育成と連携した人事管理等による職員の業務遂行能力の向上を図ることにより、行政組織体としての継続性を確保しながら、計画的な職員数の適正化を進める。

取組事項	取組内容
職員数の適正化	<p>事務事業の合理化、民間活力の活用等による効率的な行政運営を進めるとともに、地方分権改革の推進による事務移譲や複雑多様化する市民ニーズなどによる将来的な行政需要の動向等も勘案しながら、本市と人口規模や産業構造の近い他都市の状況なども踏まえ、職員数の適正化を進める。</p> <p>【H32 初：平成 27 年度初の職員数を基準として 70 人の減員による適正化】</p>
多様な職員採用	<p>行政サービスの維持、ノウハウの継承、職員の年齢構成の平準化を図るとともに、地方分権改革に対応し、自らの判断と責任において特色あるまちづくりを進めるため、専門的な知識を有する人材の任期付採用等も視野に入れながら、計画的で多様な職員採用を行う。</p> <p>【H27～：専門知識・経験を有する外部人材の登用の推進】</p>
人事評価システムの活用	<p>人事管理の徹底を図るため、個々の職員の能力及び実績の的確な把握のもと、任用、人員配置及び人事異動等において、人材育成の推進に重点を置きながら、本市に適合した実効性のある人事評価システムの活用を進める。</p> <p>【H28～：新たな人事評価制度の構築及び導入】</p>

(5) 給与の適正化

社会情勢の変化等を踏まえつつ、国、県及び他市との均衡、民間企業や地域の水準等を勘案しながら、給与制度の運用及び給与水準の適正化に努める。

取組事項	取組内容
給与制度の適正化	<p>人事院勧告を基本とし、常に国や他自治体との制度の均衡を図るとともに、民間企業や地域の給与水準等を勘案し、特殊勤務手当^{*10}の継続的な点検も行いながら、給与制度の適正化に努める。</p>

※10 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に対し、その勤務の特殊性に応じて支給される手当。主なものに、医療業務手当、消防業務手当、清掃作業手当 など

3 健全財政の確保

(1) 健全な財政運営

将来にわたり持続可能な安定した財政構造を確立していくため、「選択と集中」の考え方の下に、地域の活力の創出や新たな行政課題への対応を念頭に「歳入に相応した歳出」を原則として自立的な財政運営を行う。

取組事項	取組内容
持続可能な財政構造の確立	選択と集中の考え方の下、徹底した事務事業の見直しを不断に行うとともに、国・県補助金等市債以外の財源の確保や、民間活力の創出等による税源の涵養に努め、社会経済情勢の変化に伴う新たな財政需要にも即応できる財政基盤を確立する。 【H27～：経常収支比率 ^{※11} 80%台の堅持】

※11 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）総額のうち、人件費や扶助費といった、毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。

(2) 市税等収納確保対策の強化

課税事務の確実性を高めるとともに、滞納者に対する戸別訪問や納税相談、特別徴収制度や口座振替制度の利用促進など、徴税事務の効率化を進め、市税収納率の向上を目指す。

また、その他の収入についても受益者負担の適正化や収納率の向上を図るなど、自主財源の確保に努める。

取組事項	取組内容
滞納整理の徹底と納税環境の整備	<p>庁内横断的な職員から成る特命担当チームによる電話催告や休日相談窓口の開設、納税推進員^{※12}や税務アドバイザー^{※13}の活用など滞納整理の徹底を図るとともに、特別徴収制度や口座振替制度の利用を促進することで、納税しやすい環境づくりに努める。</p> <p>【H31：市税収納率 95.5%】</p>
収納業務の体制強化	<p>新たな滞納管理システムを導入するとともに、職員のOJTによる育成を図ることにより、担税力の適切な把握に努め、現年度未納者への早期納税交渉の着手をはじめ、適正かつ効率的な滞納整理を推進する。</p> <p>【H27：滞納管理システムの導入】</p>
新たな手法による歳入確保策の強化	<p>自主財源の確保のため、多様な歳入確保策を研究し、実現に向け取り組む。</p>

※12 納税推進員

高岡市が徴税事務の効果的運営と収納率向上を図るために任用する非常勤職員。

※13 税務アドバイザー

高岡市職員に対する研修及び指導、滞納整理の指導及び相談に従事する。税務経験者のうちから市長が委嘱。

(3) 市債の適正管理

持続可能な財政運営に資するため、義務的経費である公債費を抑制することとし、投資的
事業については、優先度、緊急度、事業効果等について点検の上、真に必要なものに絞り込
み、財源を重点的に配分するなど選択と集中を図り、新規市債の発行を極力抑制する。

取組事項	取組内容
市債残高の抑制	将来的な償還額、残高を見据え、投資的経費の平準化を図り、市債発行総額をコントロールするとともに、繰上償還等の実施により、市債残高の抑制に努める。 また、地方交付税措置のある有利な地方債を活用するとともに、入札方式による効果的な資金調達により金利負担の軽減を図る。 【H27～：実質公債費比率^{※14}18%未満の堅持】

※14 実質公債費比率

地方公共団体において公債費が財政に及ぼす負担の度合いを判断する指標。（18%以上で起債の発行に国や県の許可が必要となり、25%以上で起債の発行に制約を受ける。）

(4) 地方公営企業の経営健全化

① 病院事業

市民に良質な医療を安定的に提供するため、高岡市民病院第Ⅳ期中期経営計画（病院改革プラン）の着実な実施を図ることにより、医療水準の向上と病院経営の効率化、さらには、病院職員の経営参画意識の醸成に努め、病院経営の健全化の推進に取り組む。

また、高度医療を担う急性期病院としての機能強化に努めるとともに、地域完結型医療を推進していく。

取組事項	取組内容
経営効率化への取り組み	<p>高岡市民病院第Ⅳ期中期経営計画（病院改革プラン）で掲げる急性期・高度医療の充実といった医療の質の向上や、医業収益の確保、医療材料の効率的運用と費用の削減等による経営の安定に取り組む。</p> <p>【H29～：純損益の黒字化及び累積欠損金の減少】</p>

② 上下水道事業

市民へ安全で安心できる良質な水の安定供給を行うため、基幹施設や水道管路の更新・耐震化などの震災対策を計画的に推進するとともに、公共用水域の水質の保全や浸水被害の防止を図るため、下水道の整備や浸水対策などを計画的に推進する等、持続性のある事業運営と経営基盤の強化に取り組む。

取組事項	取組内容
上・下水道事業の安定運営	<p>人口減少や節水型社会への移行などを踏まえて、上・下水道事業の公営企業としての独立性を高めるとともに、維持管理を含めた費用等の総合的な検証により、効率的な事業実施に努め、長期的に安定した運営につなげていく。</p> <p>【～H28：高岡市新水道ビジョンの策定】</p> <p>【～H28：高岡市下水道ビジョンの策定】</p> <p>【～H28：水道事業と簡易水道事業^{※15}の統合】</p>

※15：簡易水道事業：計画給水人口が100人を超え5,000人以下の水道事業。

4 公共施設の適正配置

(1) 公共施設の再編

今後の人口減少や少子高齢化の進展を見据え、既存公共施設の機能維持と併せ、スクラップ&ビルドの観点から、施設サービスに対するニーズの変化に応じ、周辺施設や類似施設の機能統合による集約と整理等といった公共施設再編の検討を進める。

取組事項	取組内容
公共施設の再編	<p>市内公共施設等の現状や課題を的確に把握するとともに、施設整備時からの社会経済情勢や人口構成、市民ニーズといった諸状況の変化や今後の見通しを勘案しながら、点検・診断、維持管理・修繕等の実施サイクル、判断基準を定めることと併せ、中長期のコスト見通しを立てるなど、将来的な公共施設再編に向けた基本的な取組方針を整理する。</p> <p>【～H28：公共施設等総合管理計画の策定】 【H27～：小規模校を対象とした学校規模の適正化^{※16}】</p>

※16 学校規模の適正化：良好な教育環境を維持するための適正規模の確保を図ること。

(2) 未利用財産等の機能転換、処分

設置目的・用途が類似している施設や市民ニーズの低い施設については、機能転換による有効活用や廃止を含めた見直しを行うとともに、未利用となっている公有財産については売却等の処分を進め、財源の確保に努める。

取組事項	取組内容
未利用財産の処分と有効活用	<p>遊休・未利用財産（土地・建物等）について売却等の処分を進めるとともに、公共施設の空きスペースについて、賃貸を含めた様々な視点からの有効活用に向けた検討を進め、歳入の確保につなげる。</p> <p>【～H28：市公有財産の一元管理・総合調整に係る市有固定資産台帳の整備】 【H27～：学校施設を活用した子育て環境整備に向けた課題整理・検討】</p>
個別、類型ごとの公共施設のあり方の検討	<p>公共施設の耐用年数、老朽化の程度等を踏まえ、設置目的、利用状況、将来の活用形態といった視点から、個々の施設や類型ごとのあり方を検討し、機能転換による有効活用、長寿命化による施設の存続、複合化・統廃合による再整備といった方向性を定めるなど、将来を見据えた適切な管理運営を進める。</p> <p>【H27～：老人福祉施設のあり方の検討】 【H27～：既存体育施設の機能分担の見直し、あり方の検討】 【H29～：公営住宅のあり方の検討】 【H29～：とやま・ふくおか家族旅行村のあり方の検証】 【～H31：保育所3園程度の統廃合】</p>

(3) 地域振興機能の確保に向けた施設機能の整理

今後の人口減少社会において、地域コミュニティの役割が一層大きくなることを見込まれる中、地域振興機能の確保について、市民生活への影響や人口動向、交通機関の状況等、地域の特殊性、バランスを十分考慮しながら整理を進める。

取組事項	取組内容
地域振興機能の集約・整理	<p>公共施設の改修・再整備の検討に際しては、「今後の地域振興機能のあり方について（平成 25 年度：高岡市行財政改革市民懇話会からの提言）」で示された、地域において標準的に確保すべき地域振興機能の考え方にに基づき、周辺に点在する施設機能の集約・整理を図る。</p> <p>【H29～：地域における施設機能の整理方針の検討】</p>
公共施設の地元移管	<p>施設の利用実態等が地区公民館的な性質のものなど、地域性が極めて高い公共施設について、地元団体や市民団体等への移管を進める。</p>

(4) インフラの長寿命化

市民生活のライフラインとなる道路、橋梁、上・下水道等の基幹的インフラ資産について、安全に、安心して使用し続けられるよう、適切な維持管理に努めるとともに、長寿命化計画等に基づき修繕や更新に計画的に取り組む。

取組事項	取組内容
インフラ長寿命化の推進	<p>市民生活の基盤であるインフラについては、安全性を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることができるよう、その状態や配置、需要、さらには人口の動向や市の財政状況等を総合的に勘案して、計画的な維持管理や適切な更新を行っていく。</p> <p>【H29～：道路維持管理計画の策定】</p> <p>【H29～：橋梁長寿命化計画の拡充】</p> <p>【H29～：上・下水道施設の長寿命化推進】（上・下水道ビジョンの推進）</p>

5 市民と共に歩む市政

(1) 共創のまちづくりの推進

今後の自助・共助・公助のあり方を念頭に置きながら、これまで進めてきた市民と行政が良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任において取り組む「市民協働によるまちづくり」をさらに推し進め、市民や団体、地域、行政、さらには企業や事業者が多元的に連携することを通じて、地域の課題に対して実現すべき価値を明確に認識、共有し、新たなまちの魅力や価値を創り上げていく「共創」の取り組みを推進する。

また、公共サービスを提供する民間の自主的な活動に対する制約の緩和や支援に努め、公共サービスの担い手の多様化を進める。

取組事項	取組内容
共創のまちづくりの実践	<p>様々な活動に参加する市民や団体が集うセンター機能を担う組織や人材の育成と併せて、個々の市民や団体の活動のコーディネートやマッチングを図ることで、行政だけでなく、市民、NPO^{※17}、企業などが積極的に公共サービスや地域の課題解決等に携わり、新たな課題解決のスタイルを創りあげていくという、地域における「新しい公共」の確立につなげる。</p> <p>また、市民生活の基盤である地域社会を支えていくため、行政が適切な助言を行いながら、地域住民が主体となり、地域の特性と実情に応じた地域づくりを行うことができる仕組みづくりを検討していく。</p> <p>【H28：共創の指針策定】</p>
公共的サービスの多様化	<p>個別的要素が強い地域課題の解決につながるような公共的サービスを柔軟に提供できる実施主体の育成、確保を図り、地域にふさわしい多様な公共的サービスが、適切な受益と負担のもとに提供されるシステムの構築を進める。</p> <p>【H27～H31：地域支援事業^{※18}推進に係るNPO、ボランティアなどの育成・コーディネート】</p>

※17 NPO（法人）：特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得したもの。

非営利で社会貢献活動を行う団体。

※18 地域支援事業：高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるように、高齢者一人ひとりの状況に応じた介護予防対策や、包括的な相談・支援等を行う事業。

(2) 市民との情報の共有化

市民との共創、市民の市政への参加を推進するため、市民が必要とする情報を適時・適切に提供できるよう、市民と行政の情報交換に資する環境のあり方について検討を進める。

また、市民ニーズを的確に行政運営に反映させるため、市民と直接対話する機会の充実を図るとともに、ICTを利活用し、必要な行政情報を積極的に提供することにより、透明性の高い市政の推進に努める。

取組事項	取組内容
多様な手法による行政情報の提供	各種行政情報取得や行政サービス利用の利便性の向上のため、「市民と市政」をはじめとする市刊行物やICTの積極的な活用により、市民が各々に合った手法で、必要とする行政情報を取得できる仕組みづくりを進める。 【H27～：市ホームページの子育て支援サイトの充実】
市民との直接対話機会の創出	地域や様々な分野で活動する市民団体等が抱える課題について、直接対話による実態把握や解決に向けた意見交換を行い、現場主義に基づく市民の目線に立った行政運営を進める。 【H27～：テーマに基づく市民対話の充実】
行政情報の質の向上	市政の透明性とアカウンタビリティ（説明責任）の確保を念頭に置きながら、市民一人ひとりが市の施策を十分に理解したうえで、まちづくりに参加できるよう、行政情報の内容をよりわかりやすく発信していくことに努める。

(3) 満足感のある行政サービスの提供

市のそれぞれの部署、組織、公共施設等の役割を明確にした上で、各々が市民ニーズを積極的にくみあげるとともに、市民の目的に応じて適切な関連情報を提供する体制を強化することにより、わかりやすく便利で市民満足度の高い行政サービスの提供に努めていく。

取組事項	取組内容
窓口の利便性の向上	<p>市民が利用しやすい窓口の在り方を検討し、相手の立場に立ったわかりやすい説明を心がけ、利用者の視点からも効率的と感ずることが出来る窓口対応を推進する。</p> <p>【H27～H31：窓口業務の改善】</p>
満足感のある市民サービスの提供	<p>市民ニーズに的確に応えるサービス提供と接遇能力のさらなる向上に努めるとともに、スピード感をもって市政の運営に当たる、市民目線に立った頼りがいのある市役所を目指す。</p> <p>【H27～H31：窓口アンケートにおける各項目の回答のうち、 「良い」及び「やや良い」が占める割合 80%】</p> <p>【H27～H31：市民満足度の向上をテーマとした職場研修の推進】</p>

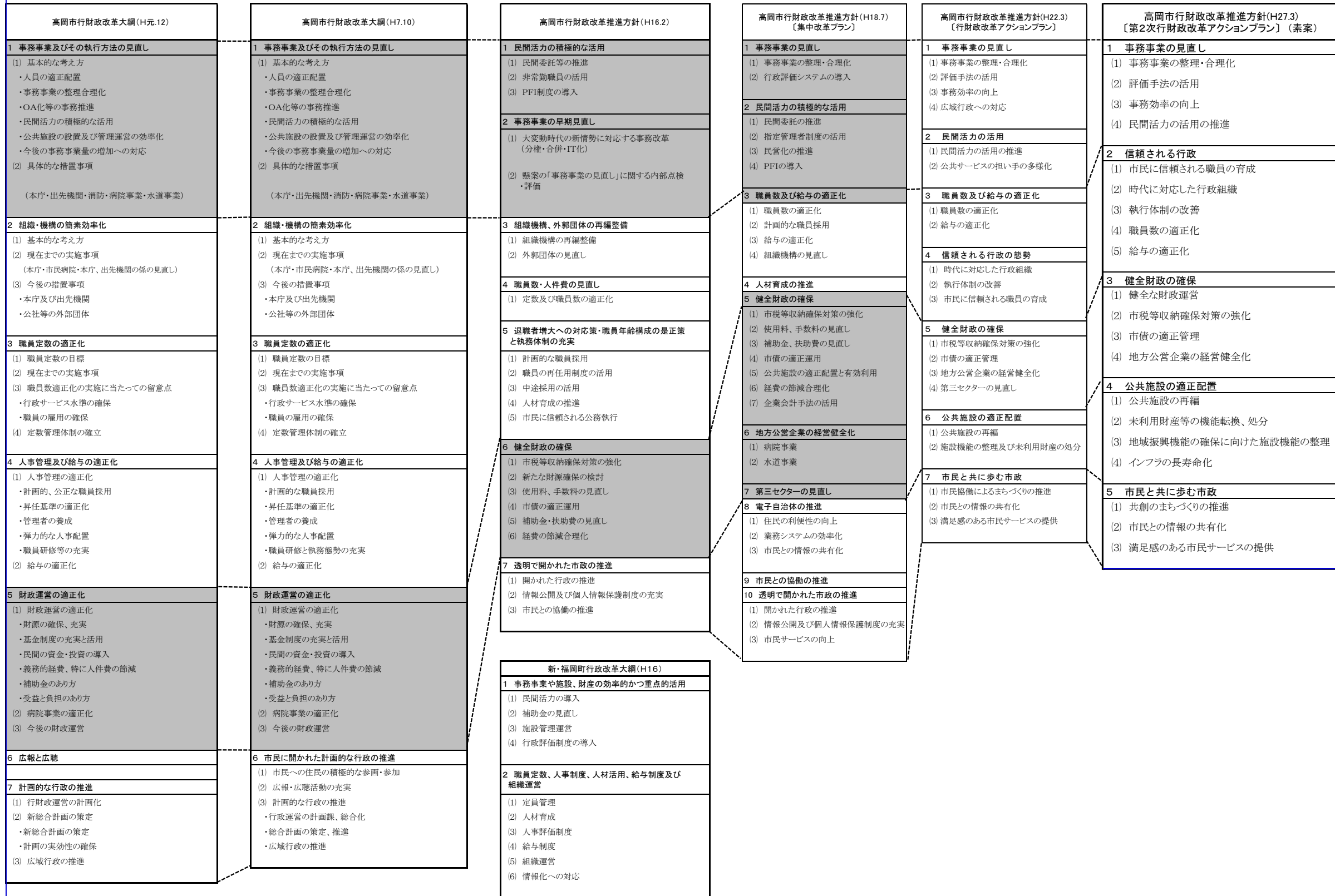
※ 取組年次等の凡例

- ① H〇〇～H××：平成〇〇年度から平成××年度まで（毎年度）
- ② H〇〇：平成〇〇年度（時点を示す。）
- ③ H〇〇～：平成〇〇年度から（始期を示す。）
- ④ ～H××：平成××年度まで（終期を示す。）

資 料 編

- 1 高岡市行財政改革推進方針の変遷
- 2 高岡市行財政改革市民懇話会設置要綱
- 3 高岡市行財政改革市民懇話会委員名簿
- 4 高岡市行財政改革推進本部設置要綱

高岡市行財政改革推進方針の変遷



高岡市行財政改革市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 新しい時代に対応した簡素で効率的な行財政運営、健全な財政運営、市民に開かれた行政をより一層推進するため、高岡市行財政改革市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、本市の行財政運営の推進のための基本的事項について審議し、意見や提言を述べることとする。

(構成)

第3条 懇話会の委員は、15人以内をもって構成する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、その任期満了後において、後任の委員が委嘱されるまでの間、その職務を行うことができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

(検討部会)

第7条 特定の事項を調査審議するため、懇話会に検討部会を置くことができる。

2 検討部会の委員は、懇話会の委員のうちから会長が指名する。

3 検討部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

4 部会長が必要と認めた場合は、検討部会の委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、経営企画部都市経営課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が懇話会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

高岡市行財政改革市民懇話会委員名簿

No.	氏 名	団体・役職等
1	イシグロ アツコ 石黒 厚子	(一財)北陸経済研究所主任研究員
2	イマキ アケミ 今城 朱美	※公募委員
3	オオキ トシヒロ 大木 智博	連合富山高岡地域協議会事務局次長
4	クロカワ タケシ 黒川 剛志	(公社)高岡青年会議所副理事長
5	コイズミ ヒロコ 小泉 弘子	地域女性ネット高岡書記
6	サイノウ カズヨ 齋藤 和豊	高岡法科大学部専任講師
7	ツルセ 鶴瀬 ゆかり	高岡市PTA連絡協議会副会長
8	○ ナガタ ヨシクニ 永田 義邦	高岡商工会議所副会頭
9	◎ ナカムラ カズユキ 中村 和之	富山大学経済学部学部長
10	ナカムラ キ シン 中村 喜進	高岡市連合自治会副会長
11	ニ ワ ユウジュ 日和 祐樹	(社福)高岡市社会福祉協議会副会長
12	ヒメノ タクオ 姫野 拓雄	※公募委員
13	ヒロサワ アキコ 広沢 晶子	エス・アール司法書士事務所
14	フタヤ タダアキ 二谷 忠昭	高岡市農業協同組合常務理事
15	ムラカミ イ チ コ 村上 委千子	株式会社福福旅行社

◎…会長、○副会長

高岡市行財政改革推進本部設置要綱

平成17年12月13日施行
平成19年 4月 1日改正
平成21年 6月20日改正
平成21年10月 1日改正
平成22年 4月 1日改正
平成24年 2月16日改正
平成24年 4月 1日改正
平成25年11月30日改正
平成26年 4月 1日改正

(設置)

第1条 行財政改革の推進を図るため、高岡市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、行財政改革の推進に係る重要事項に関することとする。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に補助組織として幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、代表幹事及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は副市長をもって充てる。

4 代表幹事は、経営企画部長及び総務部長をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

6 幹事長は、必要に応じて担当課長の出席を求めることができる。

7 幹事会は、本部長の指示に基づき、必要な事項を協議する。

(作業部会)

第7条 本部に作業部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 本部に事務局を置き、事務局長及び事務局員をもって組織する。

2 事務局長は、経営企画部長をもって充てる。

3 事務局員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年2月16日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成25年11月30日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長 上下水道事業管理者 市民病院長 経営企画部長 総務部長 産業振興部長 生活環境部長 福祉保健部長 建設部長 都市整備部長 福岡総合行政センター所長 市民病院事務局長 会計管理者 消防長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 議会事務局長

別表第2（第6条関係）

都市経営課長 財政課長 総務課長 人事課長 産業企画課長 地域安全課長 社会福祉課長 道路建設課長 都市計画課長 地域振興課長 市民病院事務局総務課長 消防本部総務課長 上下水道局総務課長 教育委員会事務局総務課長 議会事務局議事調査課長
--

別表第3（第8条関係）

都市経営課長 財政課長 総務課長 人事課長
